

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,899,802	流 動 負 債	1,148,326
現 金 及 び 預 金	7,996,819	支払手形及び買掛金	580,853
受 取 手 形	10,578	未 払 法 人 税 等	49,991
電 子 記 録 債 権	782,762	未 払 消 費 税 等	9,011
売 掛 金	1,822,647	賞 与 引 当 金	135,181
商 品 及 び 製 品	131,955	役 員 賞 与 引 当 金	25,630
仕 掛 品	14,697	そ の 他	347,659
原材料及び貯蔵品	70,048	固 定 負 債	808,786
そ の 他	70,550	役員退職慰労引当金	100,840
貸 倒 引 当 金	△258	退職給付に係る負債	604,436
固 定 資 産	4,336,901	繰 延 税 金 負 債	41,456
(有形固定資産)	(1,683,068)	そ の 他	62,054
建 物 及 び 構 築 物	586,542	負 債 合 計	1,957,113
機械装置及び運搬具	315,062	純 資 産 の 部	
土 地	685,892	株 主 資 本	12,366,630
建 設 仮 勘 定	36,857	資 本 金	1,077,895
そ の 他	58,712	資 本 剰 余 金	980,562
(無形固定資産)	(874,259)	利 益 剰 余 金	10,380,554
そ の 他	874,259	自 己 株 式	△72,380
(投資その他の資産)	(1,779,573)	その他の包括利益累計額	912,960
投 資 有 価 証 券	1,649,344	その他有価証券評価差額金	900,428
繰 延 税 金 資 産	18,052	為 替 換 算 調 整 勘 定	12,531
そ の 他	117,416		
貸 倒 引 当 金	△5,240	純 資 産 合 計	13,279,590
資 産 合 計	15,236,704	負 債 純 資 産 合 計	15,236,704

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,922,485
売上原価		9,012,439
売上総利益		2,910,045
販売費及び一般管理費		2,518,386
営業利益		391,658
営業外収益		
受取利息及び配当金	54,829	
その他の	14,483	69,312
営業外費用		
持分法による投資損失	3,567	
その他の	776	4,344
経常利益		456,627
特別利益		
投資有価証券売却益	20,330	20,330
税金等調整前当期純利益		476,957
法人税、住民税及び事業税	191,774	
法人税等調整額	△39,625	152,149
当期純利益		324,808
親会社株主に帰属する当期純利益		324,808

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	1,077,895	980,562	10,353,760	△72,219	12,339,998
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△298,014		△298,014
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			324,808		324,808
自 己 株 式 の 取 得				△160	△160
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	26,793	△160	26,632
2025年3月31日残高	1,077,895	980,562	10,380,554	△72,380	12,366,630

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2024年4月1日残高	1,266,909	△118	1,266,791	13,606,789
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△298,014
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				324,808
自 己 株 式 の 取 得				△160
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△366,481	12,649	△353,831	△353,831
連結会計年度中の変動額合計	△366,481	12,649	△353,831	△327,198
2025年3月31日残高	900,428	12,531	912,960	13,279,590

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 3 社 |
| (2) 連結子会社の名称 | 中央興産株式会社
中央コンテ株式会社
CHUOH PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|--|------------------------------|
| (1) 持分法を適用した関連会社の数 | 1 社 |
| (2) 会社の名称 | MC PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. |
| (3) 持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。 | |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCHUOH PACK (MALAYSIA) SDN. BHD. の決算日は、2024年12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2025年1月1日から連結決算日2025年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|--------------------|-----|
| a. 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法 |
|--------------------|-----|

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- | |
|---------------|
| b. 市場価格のない株式等 |
|---------------|

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、段ボール製品を中心とした各種包装材の製造販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡し履行義務を負っております。当該履行義務は、製品等の引き渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品等の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、一部の顧客については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品等を控除した金額で測定しております。また、契約における対価は製品等に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

工場財団を組成している資産

有形固定資産 392,623千円

その他の担保に供している資産

有形固定資産 51,290千円

計 443,914千円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,478,404千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,225,008株

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	149,007	30.00	2024年3月31日	2024年6月21日
2024年11月7日 取 締 役 会	普通株式	149,007	30.00	2024年9月30日	2024年12月11日
計	—	298,014	—	—	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により資金を調達する方針です。また、一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引を利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

なお、当社グループは、輸出入取引を行っておらず、重要な為替変動リスクに晒されている営業債権債務はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に取引先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（主に取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注)2参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,537,703	1,537,703	—
資産計	1,537,703	1,537,703	—

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金、「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	111,640

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1のインプット：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2のインプット：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3のインプット：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,537,703	—	—	1,537,703
資産計	1,537,703	—	—	1,537,703

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

取扱品目	売上高
段ボール製品	9,301,932
その他（化成品）	2,620,552
顧客との契約から生じる収益	11,922,485

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期、取引価格及び履行義務への配分額の算定方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	2,673円62銭
1株当たり当期純利益	65円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 自己株式の消却

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、当社が保有する自己株式の消却を行うことを決議いたしました。これは、当社が2025年1月31日に公表した「ニッコンホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続きに従って、当社の株主をニッコンホールディングス株式会社及びトヨタ自動車株式会社のみとするためであります。

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の総数

258,129株（消却前の発行済株式総数に対する割合 4.94%）

(3) 消却予定日

2025年6月5日

(4) 消却後の発行済株式総数

4,966,879株

2. 株式併合並びに単元株式数の定め廃止等

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、2025年5月15日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決定いたしました。

(1) 株式併合の目的および単元株式数の廃止

2025年1月31日付で当社が公表した「ニッコンホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」に記載のとおり、ニッコンホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、名古屋証券取引所メイン市場に上場している当社株式の全て（但し、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）が所有する当社株式 1,200,000株及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための一連の取引の一環として、2025年2月3日から2025年3月18日までの30営業日を公開買付けにおける買付等の期間とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け対象株式の全てを取得することができなかったことから、当社は、公開買付者からの要請を受け、当社の株主を公開買付者及びトヨタ自動車のみとするためであります。

株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は16株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式 300,000株を1株に併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

効力発生前における発行済株式総数（2025年4月15日現在）	4,966,879株
減少する発行済株式総数	4,966,863株
効力発生後における発行済株式総数	16株
効力発生日における発行可能株式総数	64株

（注）当社は、2025年4月15日開催の取締役会において、2025年6月5日付で自己株式258,129株（2025年3月31日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。

⑤ 株式併合並びに単元株式数の定め廃止の日程

取締役会決議日	2025年4月15日
臨時株主総会開催日	2025年5月15日
整理銘柄指定日	2025年5月15日
最終売買日	2025年6月3日
上場廃止日	2025年6月4日
株式併合並びに単元株式数の定め廃止の効力発生日	2025年6月6日

⑥ 1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	829,974,434円18銭
1株当たり当期純利益	20,300,502円43銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,936,433	流 動 負 債	1,125,074
現金及び預金	7,065,784	買掛金	630,954
受取手形	10,578	リース債務	1,852
電子記録債権	782,762	未払金	247,794
売掛金	1,792,423	未払費用	55,096
商品及び製品	132,742	未払法人税等	34,450
仕掛品	14,697	預り金	6,287
原材料及び貯蔵品	62,173	賞与引当金	123,010
その他の	75,528	役員賞与引当金	25,630
貸倒引当金	△258	固 定 負 債	777,084
固 定 資 産	4,285,937	リース債務	6,793
(有形固定資産)	(1,655,368)	退職給付引当金	572,734
建物	537,650	役員退職慰労引当金	100,840
構築物	34,497	繰延税金負債	41,456
機械及び装置	262,117	資産除去債務	55,260
車両運搬具	39,885	負 債 合 計	1,902,159
工具、器具及び備品	58,466	純 資 産 の 部	
土地	685,892	株 主 資 本	11,419,783
建設仮勘定	36,857	資本金	1,077,895
(無形固定資産)	(873,822)	資本剰余金	980,562
借地権	6,272	資本準備金	980,327
ソフトウェア	741,463	その他資本剰余金	234
ソフトウェア仮勘定	125,362	利益剰余金	9,433,706
その他の	724	利益準備金	103,314
(投資その他の資産)	(1,756,746)	その他利益剰余金	9,330,392
投資有価証券	1,018,381	固定資産圧縮積立金	54,587
関係会社株式	627,102	別途積立金	1,880,000
出資金	160	繰越利益剰余金	7,395,804
長期貸付金	4,245	自己株式	△72,380
その他の	112,097	評価・換算差額等	900,428
貸倒引当金	△5,240	その他有価証券評価差額金	900,428
資 産 合 計	14,222,371	純 資 産 合 計	12,320,212
		負 債 純 資 産 合 計	14,222,371

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,888,613
売 上 原 価		9,123,686
売 上 総 利 益		2,764,927
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,448,401
営 業 利 益		316,525
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	96,729	
そ の 他	17,135	113,864
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	60	60
経 常 利 益		430,329
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,330	20,330
税 引 前 当 期 純 利 益		450,659
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	164,750	
法 人 税 等 調 整 額	△37,677	127,072
当 期 純 利 益		323,586

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計			
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2024年4月1日 残 高	1,077,895	980,327	234	980,562	103,314	55,527	1,880,000	7,369,293	9,408,134	△72,219	11,394,372	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮 積立金の取崩						△939		939	－		－	
剰 余 金 の 配 当								△298,014	△298,014		△298,014	
当期純利益								323,586	323,586		323,586	
自 己 株 式 の 取 得										△160	△160	
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額（純額）												
事業年度中の 変動額合計	－	－	－	－	－	△939	－	26,511	25,571	△160	25,411	
2025年3月31日 残 高	1,077,895	980,327	234	980,562	103,314	54,587	1,880,000	7,395,804	9,433,706	△72,380	11,419,783	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日 残 高	1,266,909	1,266,909	12,661,281
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮 積立金の取崩			—
剰 余 金 の 配 当			△298,014
当期純利益			323,586
自己株式の 取 得			△160
株主資本以外 の項目の事業 年度中の変動 額（純額）	△366,481	△366,481	△366,481
事業年度中の 変動額合計	△366,481	△366,481	△341,069
2025年3月31日 残 高	900,428	900,428	12,320,212

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、段ボール製品を中心とした各種包装材の製造販売を主な事業としており、顧客との販売契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品等の引き渡し時点において顧客が当該製品等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品等の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、一部の顧客については、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品等を控除した金額で測定しております。また、契約における対価は製品等に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

工場財団を組成している資産

有形固定資産 392,623千円

その他の担保に供している資産

有形固定資産 51,290千円

計 443,914千円

上記に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,268,887千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

(1) 短期金銭債権 374,196千円

(2) 短期金銭債務 161,048千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 3,225,655千円

仕入高 447,362千円

その他 1,314,008千円

営業取引以外の取引高 79,709千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 258,129株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	37,641千円
退職給付引当金	180,411千円
未払事業税	4,272千円
減価償却超過額	44,292千円
投資有価証券評価損	36,715千円
ゴルフ会員権評価損	13,087千円
役員退職慰労引当金	31,757千円
その他	68,558千円
繰延税金資産小計	416,736千円
評価性引当額	△59,449千円
繰延税金資産合計	357,286千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△373,644千円
固定資産圧縮積立金	△25,098千円
その他	△0千円
繰延税金負債合計	△398,742千円
繰延税金資産の純額	△41,456千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
その他の関係会社	トヨタ自動車株式会社	直接 0.0 (24.1)	当社製品の販売	当社製品の販売	3,192,268	電子記録債権	96,181
						売 掛 金	270,060

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売についての価格その他の取引条件は、取引基本契約に基づいており、また、価格についても、市況変動を反映させた取引条件が設定されております。

2. 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 割合(%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期末残高(千円)
子 会 社	中央コンテ株式会社	直接 100.0	当 社 製 品 の 製 造 委 託 役 員 の 兼 任	製品の仕入	447,362	買 掛 金	81,758
				委託加工費の 支 払	471,490		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の仕入、委託加工費の支払についての価格その他の取引条件は、製造委託契約に基づいており、また、価格についても、市況変動を反映させた取引条件が設定されております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,480円47銭
1株当たり当期純利益	65円14銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 自己株式の消却

連結計算書類の「重要な後発事象に関する注記 1. 自己株式の消却」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 株式併合並びに単元株式数の定め廃止等

連結計算書類の「重要な後発事象に関する注記 2. 株式併合並びに単元株式数の定め廃止等」に同一の内容を記載しているため、以下に記載の事項を除き注記を省略しております。

1 株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額	770,013,254円00銭
1 株当たり当期純利益	20,224,152円00銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

中央紙器工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原 由寛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央紙器工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央紙器工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

中央紙器工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原 由寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央紙器工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査方法、監査役職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

中央紙器工業株式会社

監査役会

常勤監査役 伊 東 俊 樹 ⑩

社外監査役 尾 上 恭 吾 ⑩

社外監査役 齋 藤 清 貴 ⑩

以 上